

# 令和6年度 港区子どものインフルエンザ予防接種事業の注意点について

例年紙でお送りしていた手引きや掲示用ポスター、区民への配布物見本等資料は、令和6年度実施分から港区ホームページ予防接種実施医療機関専用ページへの掲載に変更しております。

実施前に必ず内容をご確認ください。

## 資料の掲載場所

港区ホームページトップページ > 健康・福祉 > 健康・医療 > 予防接種  
> 予防接種実施医療機関専用ページ > 港区内予防接種実施医療機関専用入口はこちら  
<https://www.city.minato.tokyo.jp/hokenyobou/yobousessyu/iryoukikansenyou.html>



- 子どものインフルエンザ事業 ホームページ掲載資料一覧 -
- (1) 令和6年度 港区子どものインフルエンザ予防接種事業の手引き
  - (2) 令和6年度 港区子どものインフルエンザ予防接種事業の注意点について
  - (3) 令和6年度子どものインフルエンザ予防接種予診票点検マニュアル（医療機関向け）
  - (4) 子どものインフルエンザ予防接種事業ポスター
  - (5) 指定医療機関用ポスター
  - (6) 港区子どものインフルエンザ予防接種のお知らせ（区民向け）
  - (7) 委任状（保護者以外の方が同伴する場合）

裏面あり

### 助成金額について

子育て家庭の負担軽減を目的として、助成金額を1回3,000円から4,500円(差額自己負担)に増額しております。

接種費用については、各医療機関で定めている接種料金が4,500円(税込)を超える場合は助成額を差し引いた金額を区民に対し請求してください。

### 予診票について

区が発行した旧年度の子どものインフルエンザワクチン任意接種予診票や他区が発行したインフルエンザの予診票を使ってのご請求はできません。

「令和6年度港区子どものインフルエンザワクチン任意接種予診票」がお手元にない対象者の方には、区へ予診票の再発行依頼をするようご案内ください。

※間違い防止のため今年度は予診票に白抜きで「6」の数字をいれております。

※生後6か月から13歳未満は「青」、13歳以上は「緑」の予診票です。

### 対象者について

子どものインフルエンザ予防接種事業は、港区の独自の助成事業です。

対象となる方(生後6か月から高校3年生相当年齢の港区民)には、区から予診票を9月末にお送りします。

定期接種として実施する高齢者のインフルエンザ予防接種と異なり、他区で発行した子どものインフルエンザ予防接種予診票をお持ちの方は助成の対象外となります。

### 助成の対象とするワクチンについて

助成の対象ワクチンは、注射による国内産インフルエンザHAワクチン(PMDA認証)に限ります。

認証ワクチンであっても、年齢によって接種できない場合等がありますので、用法用量等ご

確認ください。

令和5年3月に薬事承認された経鼻弱毒生インフルエンザワクチン（以下：フルミスト）については下記の理由から助成の対象外のワクチンとします。

- ・フルミストは厚生労働省が決定したHAワクチン選定株と製造株が異なること
- ・今シーズンは、希望する区民が接種するに足りる十分な供給量が見込めないとの情報提供が製薬会社からあったこと
- ・フルミストは東京都が実施する小児のインフルエンザワクチン補助事業の対象とされていないこと

#### 予診票の有効期限について

予診票の有効期限は令和6年10月1日から令和7年1月31日までです。

予診票取得後に引っ越し等で区外へ転出した場合は、有効期限内の予診票を持っていても助成の対象となりません。また、令和6年度の限定事業として実施するため、期間を超えての使用はできません。

※予診票が今年度発行のものか（白抜き「6」表示あり）必ずご確認ください。